

兵庫県公報

平成19年6月1日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

選挙管理委員会告示

ページ

○平成19年4月8日執行の兵庫県議会議員選挙（加東市選挙区）に係る選挙の効力に関する異議の
申出に対する決定 1

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第33号

平成19年4月8日執行の兵庫県議会議員選挙（加東市選挙区）に係る選挙の効力に関する異議の
申出に対する決定

平成19年4月8日執行の兵庫県議会議員選挙（加東市選挙区）に係る選挙の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成19年6月1日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 柏木 保

決 定 書

異議申出人
加東市北野673番地2
松尾 康 男

上記異議申出人（以下「申出人」といいます。）が平成19年4月20日付けで提起した平成19年4月8日執行の兵庫県議会議員選挙（加東市選挙区）（以下「本件選挙」といいます。）における選挙の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定します。

主 文

本件異議の申出を棄却します。

異議の申出の趣旨

平成19年4月8日執行の兵庫県議会議員選挙（加東市選挙区）は無効とするとの決定を求めます。

異議の申出の理由

本件異議の申出の理由の要旨は、次のとおりです。

- 1 社会福祉協議会の会長がふじもと百男後援会の会長に就いたことについて
本件選挙における当選人藤本百男氏の後援会「ふじもと百男後援会」の会長は社会福祉協議会の会長であったところ、社会福祉協議会はその活動実態から公的な性格の団体であるため、会長、副会長は準公務員の性格を有しており、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」といいます。）第136条の2（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）並びに法の精神に抵触する。
- 2 加東市選挙管理委員会（以下「市委員会」といいます。）の委員の一人がふじもと百男後援会の会長の配偶者であることについて
 - (1) 社会福祉協議会の会長がふじもと百男後援会の会長に就けるか否かについて、市委員会で適正な討議がされたかどうか疑義がある。
 - (2) ふじもと百男後援会の違法文書配布について市委員会に申し立てたが、誠意ある回答となっておらず、選挙管理委員会の最大の任務である「法に基づき選挙が自由・公正・適正に行われるよう指導監督する」姿勢がうかがえない。
 - (3) 当該委員が藤本百男氏の支援のため、多数の選挙人に投票依頼の電話を行った。

- (4) 市委員会が「選挙の効力に関する異議の申出」の受け取りを拒否しようとした。
- 3 ふじもと百男後援会による違法文書配布及び藤本百男氏陣営による氣勢を張る行為の禁止違反について
- (1) ふじもと百男後援会は選挙目前の3ヶ月以内に、「県会に送り出していきたい」と明記し、今後の活動予定を不特定多数に呼びかけるなどした後援会会報を新聞折り込みにより全戸配布しており、法第129条（事前運動の禁止）に抵触する。
- (2) 3月20日頃全戸配布された後援会会報は出陣式の案内となっており、法第129条に抵触する。
- (3) 後援会会報に各種団体推薦一覧表が掲載されているが、推薦状を通常の組織内広報ではなく、不特定多数に通知することは法第129条に抵触する。
- (4) 推薦団体の多くが老人会と婦人会であるが、社会福祉協議会幹部の地位利用の結果と判断される。
- (5) 「桃太郎のお願い」として、法第140条（氣勢を張る行為の禁止）にあたる行為を特定地域住民の不特定多数に文書で呼びかけ、4月7日、各地で数百人で行った。
- 4 その他の事項について
- (1) 対立候補であった小林護氏のポスターへの落書き行為があった。
- (2) 加東市商工会の幹部が、小林護氏の選挙カーの車上運動員の夫に対し、脅迫電話を行った。
- (3) 公明正大な選挙の管理執行機関である市委員会が、違反行為に対し黙認または不作為では、選挙が適正に行われたとは感じられない。

決 定 の 理 由

当委員会は、この異議の申出につきその要件を審査し、適法なものと認めたのでこれを受理し、審理しました。その結果は次のとおりです。

1 選挙の無効に係る主張について

およそ選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られています。この「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これにあたるものではない」（昭和61年2月18日最高裁判所判決）とされています。

また、「選挙結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「その規定違反がなかったならば、選挙の結果につき、あるいは異なった結果が生じたかもしれない場合」（昭和23年6月26日最高裁判所判決）をいうものとされています。

このような観点から、申出人の主張について本件選挙が無効とされる場合に該当するか否かについて判断します。

(1) 社会福祉協議会の会長がふじもと百男後援会の会長に就いたことについて

法第136条の2で地位利用による選挙運動を禁止される「国又は地方公共団体の公務員」とは、国又は地方公共団体の事務又は業務に従事するような身分的契約関係にある者をいうと解されますが、社会福祉協議会は社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）に基づく民間の社会福祉法人であり、たとえ公共的性格を有するといえども、社会福祉協議会の会長が国又は地方公共団体の事務又は業務に従事するような身分的契約関係にある者とはいえず、「国又は地方公共団体の公務員」には該当しません。

また、「選挙運動をなすことを禁ぜられている者は法令によって明定されており、かかる制限を受けない者が選挙運動を禁止される理由はない」（昭和35年4月19日福岡高等裁判所判決）とされており、社会福祉協議会の会長が選挙運動を禁止されている者であることについての証明はなく、法令上そのような規定もありません。

従って、申出人の主張には理由がありません。

(2) 市委員会の委員の一人がふじもと百男後援会の会長の配偶者であることについて

申出人は、市委員会の委員の一人がふじもと百男後援会の会長の配偶者であることを理由に、社会福祉協議会の会長がふじもと百男後援会の会長に就けるか否かについて、市委員会で適正な討議がされたかどうか疑義があると主張します。

選挙管理委員会の委員が候補者の後援団体関係者の配偶者であってはならないという制限は、法令上規定がありません。また、社会福祉協議会の会長が候補者の後援会長となることについては、前述のとおり、社会福祉協議会の会長は法令上選挙運動を禁止される者には該当しませんので、このことについて市委員会で適正な討議がされたか否かを検討するまでもなく、市委員会に選挙の管理執行機関としての違法は認

められません。

次に、申出人は、市委員会の委員の一人がふじもと百男後援会の会長の配偶者であることを理由に、ふじもと百男後援会の違法文書配布について市委員会に申し立てたが誠意ある回答となっておらず、選挙管理委員会の最大の任務である「法に基づき選挙が自由・公正・適正に行われるよう指導監督する」姿勢がうかがえないことを主張します。

しかし、申出人から提出のあった市委員会の回答書の内容については、当委員会で調査したところ、法令及び判例・実例に基づき、市委員会において適正な意思決定を経て作成されたものであり、ふじもと百男後援会の会長の配偶者である委員による意図的な介入があった事実は認められません。

次に、申出人は、当該委員が藤本百男氏の支援のため、多数の選挙人に投票依頼の電話を行ったと主張します。

法第136条（特定公務員の選挙運動の禁止）の規定により、選挙管理委員会の委員は在職中、選挙運動をすることができませんが、当該委員が選挙運動を行ったことを事実と認めるに足りる具体的な証拠は提出されておらず、当委員会の調査によってもそのような事実は認められませんでした。

次に、申出人は、市委員会が「選挙の効力に関する異議の申出」の受け取りを拒否しようとしたと主張しますが、法第202条（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する異議の申出及び審査の申立て）第1項の規定により、本件選挙の効力に関する異議は兵庫県選挙管理委員会に対して申し出ることとされており、選挙無効原因の主張として失当です。

従って、申出人の主張には理由がありません。

(3) ふじもと百男後援会による違法文書配布及び藤本百男氏陣営による氣勢を張る行為の禁止違反について

法第205条第1項に規定する「選挙の規定に違反すること」とは、前述のとおり、主として選挙管理の任にある機関の選挙の管理執行に関する違反が該当するものであり、申出人の主張する候補者等による選挙の取締規定ないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではありません。これは「かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する機会が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではない。」（昭和61年2月18日最高裁判所判決）と解されているからです。

もっとも、このような違法行為でも「そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（昭和61年2月18日最高裁判所判決）とされており、その特段の事情を生じた場合は、「例えば官憲その他による甚だしき弾圧、干渉、妨害、又は広範囲に亘る買収誘惑等のため到底選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由のある場合を指称する」（昭和30年8月26日大阪高等裁判所判決）と解されます。

そこでこうした観点から申出人の主張する選挙運動違反について検討すると、申出人はふじもと百男後援会及び藤本百男氏陣営が法第129条、法第140条の規定に違反する行為を行ったと主張しています。

しかし、これらの行為についても、選挙人は当該行為のみではなく、選挙報道やその他の様々な選挙運動を通じて候補者の政見や主張を自由な意志に基づいて判断し、自らの意志で投票することができ、また、これらの行為によって選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じたことを証するに足りる証拠もないところです。

従って、仮に申出人主張のとおり、一部候補者がこれらの法の規定に違反する行為を行ったとしても、選挙を無効とする事由には該当しないと言えます。

(4) その他の事項について

申出人は、対立候補であった小林護氏の選挙ポスターへの落書き行為があったこと、加東市商工会の幹部が小林護氏の選挙カーの車上運動員の夫に対し脅迫電話を行ったこと等を主張します。

しかし、前述のとおり、選挙の規定に違反することとは、主として選挙管理の任にある機関の選挙の管理執行に関する違反が該当するものであり、選挙人、候補者、選挙運動者等による選挙の取締規定ないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではありません。

仮に申出人主張のような違反行為があったとしても、当該行為によって選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じたことを証するに足りる証拠もないところです。

また、申出人は、公明正大な選挙の管理執行機関である市委員会が、違反行為に対し黙認または不作為

では選挙が適正に行われていないと主張します。

しかし、「選挙管理委員会はもともと選挙違反に関する具体的案件につき当該行為が違法であるか否かの審査判断をなすべき義務も権限もなく違反行為を取り締まるべき地位にはない」（昭和50年2月26日東京高等裁判所判決）と解されています。

従って、仮に市委員会が特段の措置を講じなかったとしても管理執行の責任を怠ったとは言えず、一部候補者の法の規定に違反する行為を黙認等していたか否かを検討するまでもなく、市委員会に選挙の管理執行機関としての違法は認められません。

よって、申出人の主張には理由がありません。

2 まとめ

よって、当委員会は、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第47条第2項の規定により主文のとおり決定します。

平成19年5月28日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 柏木 保